

## 働き方改革を支援

山形県社会保険労務士会会長

浦山 一豊氏



社会保険労務士制度が創設されて、今年でちょうど50周年を迎えます。現在、全国に約4万人、私が会長を務める山形県内には226名の会員がおります。この機会に私たち「社労士」に

ついて、あらためて紹介します。

社労士は、企業経営の3要素である「ヒト・モノ・カネ」のうち、最も大切な「ヒト」に関するエキスパートとして、企業における募集・採用から退職までの労働・医療・年金といった労働社会保険諸法令に関する申請・手続をはじめ、労働基準法・労働安全衛生法等のコンプライアンス(法令遵守)、就業規則の作成・運用の相談・指導を行います。さらに、賃金・評価制度の設計、人事労務管理のコンサルティングなどを通して「人を大切にす企業、働きがいのある職場環境づくり」を支援しています。

こうした中、全国社会保険労務士会連合会は、「働き方改革支援」を宣言しました。政府は最重

要課題として国会に提出した働き方改革法案の柱は大きく2つあります。1つは「残業時間の上限規制」です。罰則付きで上限を設けて、年間の残業(時間外労働)を720時間、1カ月100時間未満、2～6カ月平均80時間と定めています。もう1つの柱は「同一労働同一賃金」です。パートや派遣社員など非正規で働く人たちの待遇を改善して、正社員との不合理な格差を禁止する政策です。山形商工会議所に「山形県働き方改革センター」が設置され、第1回セミナーの講師として、政府がまとめた改革実行計画案について説明しました。企業の労務担当者が多数参加しメモを取りながら聴講する姿を見て、関心の高さをあらためて認識しました。センターには、定年退職後に再雇用の扱いや時間外労働・休日労働削減の方法など様々な相談が寄せられているようです。

私は平成13年に開業し多くの企業の相談等に預かってきましたが、この間、労働環境は大きく変化しました。人口減少が進む中、地方においては人不足、事業承継の問題が、同時進行で深刻化しています。しかし、一方で働き方改革は仕事のやり方を見直す契機でもあります。女性や高齢者が働きやすい環境をつくり、生産性を向上させるためにはどのような方法があるのか。「人を大切にす社会の実現」を目標にしている社労士にとっても重要な課題です。セミナーでは、「国の改革計画をすぐに実現することは難しいかもしれないが、まずは管理職自らが従業員の立場になって考えてみる。1年後、2年後、3年後とそれぞれ達成すべき目標値を定めること」などをアドバイスしました。私たち社労士も現場主義を徹底し、企業に寄り添って取り組んでいきたいと考えています。

(浦山社会保険労務士事務所)



### 今月の表紙

#### 「最上山 専称寺・山形市緑町」

ふるさと画家・上野啓太氏作。「わが町」をテーマに、イラストでまちおこし運動を行っている「やまがたマーチング委員会」(事務局・㈱大風印刷)提供。